

令和4年1月26日

保護者 様

岡山市岡山っ子育成局保育・幼児教育部
幼保運営課長
就園管理課長

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の適用に伴う
保育園及び認定こども園の利用について

日頃より、本市の教育・保育施設の運営及び新型コロナウイルス感染防止対策の取組みについてご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

このたび岡山県は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の適用」を受け、1月27日（木）から2月20日（日）までの間、岡山市を措置区域に指定することになりました。

措置適用後の保育園・認定こども園の対応については、感染防止策を徹底しつつ、開園することとします。

なお、緊急事態宣言下において実施した家庭保育のお願いや保育料及び副食費の減額等はいりませんのでご承知おきください。

- ※ 感染が急増していることから、保護者の皆様におかれましては、不要不急の外出を控えていただくとともに、引き続き、お子さま及びご家族の健康観察や感染予防に努めていただきますようお願いいたします。
- ※ 軽い風邪症状であっても体調不良時にはお子さまの登園を控えてください。
- ※ お子さまが発熱した場合は、解熱後24時間以上経過してから登園してください。
- ※ ご家族の方が体調不良の場合の登園については、慎重にご検討ください。
- ※ 園の関係者が陽性であることが確認され、園での感染の可能性がある場合には、保護者の方に連絡をさせていただき対応についてご案内します。
- ※ 発熱やのどの痛み、鼻水、咳などの体調不良の時には、かかりつけ医へ連絡のうえ受診するか、もしくは「新型コロナウイルス受診相談センター（086-803-1360）」へ連絡し指示を仰いでください。
- ※ 新型コロナウイルス感染症に感染された場合は、速やかに園にお知らせください。

【担当】 幼保運営課	TEL 086-803-1227
就園管理課（保育料について）	TEL 086-803-1432